

湯河原パークウェイ

「供用再開」および「使用料金（通行料金）の変更」について

伊豆箱根鉄道株式会社（住所：静岡県三島市、代表取締役社長：伍堂 文康）は、2021年7月3日（土）に発生した豪雨の影響による一部道路崩落のため通行止めにして一般自動車道「湯河原パークウェイ」を、11月10日（金）6時より供用を再開しますので、お知らせします。

供用を再開するにあたり、ご利用者さまの安全確保やインフラ長寿命化の観点から、計画的に道路等施設や設備の維持管理を行うための費用や本災害復旧費用等を確保するため本年9月、本自動車道における一般自動車道使用料金変更認可申請書を、消費税率の変更に伴う申請を除き1983年10月以来約40年ぶりに国土交通省関東運輸局に提出し、この度、国土交通大臣より認可を受けました。

これにより、供用再開の11月10日（金）より使用料金（通行料金）を変更しますので、併せてお知らせします。

また、本自動車道のご利用者さまに対しまして、約2年4ヶ月の長期にわたり通行止めにしていただいていたお詫びと、これまで弊社の対応にご理解とご協力を賜りましたことへの感謝の気持ちを込めまして、供用を再開する日から7日間、全車両区分の使用料金（通行料金）を無料とする「供用再開割引」を併せて申請し、こちらも同時に認可を受けました。

つきましては、供用再開の11月10日（金）より11月16日（木）まで、「供用再開割引」を実施します。

「供用再開」および「使用料金（通行料金）の変更」等に関する詳細は下記のとおりです。

記

1. 「供用再開」および「使用料金（通行料金）の変更」日時

・日時 11月10日（金）6時

※本自動車道の供用時間 6～22時

2. 使用料金（通行料金）の変更

(1) 使用料金（通行料金）の金額

車両区分		新料金	旧料金
二輪自動車		400	340
軽・小型・普通 自動車	乗用	600	500
	貨物	600	500
バス型自動車	マイクロバス	1,400	1,190
	路線バス	1,400	1,190
	その他	2,300	1,950
大型貨物自動車		2,300	1,950

※①「バス型自動車」とは、乗車定員11人以上の普通乗用車又は小型乗用車をいう。

②「マイクロバス」とは、路線バスを除いた乗車定員11人以上、29人以下で、車両総重量8,000kg未満のバス型自動車をいう。

③「大型貨物自動車」とは、下記のことをいう。

(ア) 普通貨物自動車で車両総重量8,000kg以上のもの、又は最大積載量が5,000kg以上のもの。

(イ) 普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。

(ウ) 大型特殊自動車。

(2) 使用料金(通行料金)の割引

車両区分		新料金	旧料金
障害者割引	二輪車	200	160
	軽・小型・普通自動車	300	220
回数券(13回券)		6,000	5,000

※①障害者割引を適用する際には、身体障害者手帳又は療育手帳等の提示が必要です。

②回数券は、軽・小型・普通自動車に限ります。

③詳しくは、本自動車道のWebサイトをご覧ください。

3. 供用再開割引

・期間 11月10日(金)6時~11月16日(木)22時

・内容 全車両区分の車両は、使用料金(通行料金)が無料にて本自動車道を通行可能

4. 販売済み回数券の取扱い

本自動車道が通行止めとなった2021年7月3日時点で有効の回数券は、現在指定している有効期間に、通行止めとなった日より有料で供用を再開する本年11月17日までの期間分(867日)を延長して使用可能とします。

詳しくは、以下の問合せ先までお問合せいただくか、本自動車道のWebサイトをご覧ください。

例：現在の有効期間 2021年8月31日 ⇒ 新たな有効期間 2024年1月15日

5. 問合せ先

伊豆箱根鉄道株式会社 生活事業部観光課

TEL.055-977-1215(土・休日を除く9:30~16:30)

湯河原パークウェイURL <http://www.izuhakone.co.jp/parkway/index.html/>

以上